

北九州市地域防災計画

災害対策編

(令和3年2月修正)

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的	1
第2節	北九州市防災会議	1
第3節	計画の基本的な考え方	3
第4節	計画の性格等	5
第5節	防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第6節	災害の想定	10

第2章 災害予防計画

第1節	風水害の予防	15
第2節	高潮災害の予防	17
第3節	土砂災害等の予防	19
第4節	建築物等の災害予防	21
第5節	災害原因等の科学的調査	22
第6節	地震に強いまちづくりの推進	31
第7節	建築物の安全化	36
第8節	地盤災害の防止	37
第9節	災害通信の整備	39
第10節	業務継続性の確保	42
第11節	災害危険区域（箇所）調査及び事前指導	44
第12節	火災の防止	45
第13節	津波災害予防	48
第14節	海上災害予防	50
第15節	産業災害予防	53
第16節	都市型災害の予防	54
第17節	原子力災害予防	57
第18節	要配慮者利用施設対策	59
第19節	要配慮者支援体制の整備	62
第20節	防災知識等の普及	66
第21節	地域における自主防災体制の整備	70
第22節	企業防災の推進	72
第23節	防災訓練の実施	73
第24節	避難場所等の整備	76

第 25 節	こころのケア対策	80
第 26 節	災害ボランティア活動の環境整備	81
第 27 節	民間企業等による災害時地域支援	82
第 28 節	被害認定調査体制の強化	91
第 29 節	緊急通行車両等の事前届出	92
第 30 節	建築物及び宅地の危険度判定体制の強化	95
第 31 節	備蓄計画	96
第 32 節	南海トラフ地震臨時情報への対応	98

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	防災組織	101
第 2 節	防災体制	109
第 3 節	気象情報等の収集・伝達	112
第 4 節	災害通信	115
第 5 節	被害状況等の収集・伝達	116
第 6 節	災害の広報・広聴	119
第 7 節	水防	122
第 8 節	火災対策	123
第 9 節	津波対策	125
第 10 節	海上災害応急対策	130
第 11 節	農林業関係災害対策	137
第 12 節	林野火災対策	139
第 13 節	石油コンビナート地帯災害対策	140
第 14 節	放射線及び化学災害対策	141
第 15 節	原子力災害対策	143
第 16 節	環境汚染に関する有害物質等の災害対策	145
第 17 節	地下埋設物事故防止対策	146
第 18 節	大規模事故対策	147
第 19 節	警戒レベルの伝達、避難勧告等の実施、警戒区域の設定	148
第 20 節	避難者の受入れ対応	157
第 21 節	食料供給	164
第 22 節	給水	167
第 23 節	物資供給	169
第 24 節	受援計画	171
第 25 節	交通輸送	173
第 26 節	救出救急業務	181
第 27 節	医療・助産及び避難行動要支援者対策	184
第 28 節	応急住宅対策	189
第 29 節	下水道応急対策	191

第30節	市有建築物の応急対策	192
第31節	公共的土木施設応急対策	193
第32節	防疫	196
第33節	廃棄物の処理及び清掃	198
第34節	障害物の除去	201
第35節	行方不明者の捜索、遺体対策	202
第36節	警備対策	205
第37節	文教対策	206
第38節	労務供給	210
第39節	物価安定のための監視・要請	211
第40節	災害救助法の適用	212
第41節	被害認定調査の実施	214
第42節	自衛隊災害派遣要請	215
第43節	相互応援協力	222
第44節	民間団体協力要請	226
第45節	電力、ガス施設災害応急対策	227
第46節	通信施設災害応急対策	235
第47節	災害ボランティアとの連携	237

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興体制	239
第2節	義援金の配分	239
第3節	弔慰金、見舞金等の支給	240
第4節	罹災証明書・被災証明書の交付	240
第5節	被災者生活再建支援法の適用	241
第6節	公共施設の災害復旧	242
第7節	災害復旧・復興に伴う国の財政援助確保	242
第8節	民間施設等の災害復旧・復興の助成及び租税の減免	242
第9節	復旧復興事業からの暴力団排除	242

